

国立大学法人千葉大学経営協議会における国立大学法人千葉大学学長選考・監察会議委員の選出に関する申合せ

令和7年11月20日
経営協議会決定

(趣旨)

第1条 この「申合せ」は、国立大学法人千葉大学経営協議会規程第10条の規定に基づき、国立大学法人千葉大学経営協議会（以下「経営協議会」という。）から国立大学法人千葉大学学長選考・監察会議（以下「選考・監察会議」という。）学外委員を選出するため、その選考方針及び選出手続について定める。

(選考方針)

第2条 選考・監察会議学外委員の選考にあたっては、経営協議会の学外委員の選考方針（令和7年9月30日役員会決定）に掲げるもののほか、以下の事項を踏まえ選出を行う。

- (1) 業種、専門分野等に係るバランスに配慮すること
- (2) 選考・監察会議での議論の継続性に配慮すること
- (3) 利益相反に関わる事由により、公正かつ中立的な判断を行うことが困難だと認められる者は選出しないこと

(選出手続)

第3条 経営協議会に、選考・監察会議学外委員を選出するための選考・監察会議学外委員候補者推薦委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、経営協議会の学外委員をもって組織する。
- 3 経営協議会は、選考・監察会議学外委員の任期が満了する前年度末及び選考・監察会議学外委員が欠けたときはすみやかに、委員会を開くものとする。
- 4 委員会は、第2条の選考方針に基づき、選考・監察会議学外委員候補者の選考を行い、経営協議会に対し、選考・監察会議学外委員候補者リストを提案するものとする。
- 5 経営協議会は、委員会が提案した選考・監察会議学外委員候補者リストについて審議し、選考・監察会議学外委員を選出する。
- 6 経営協議会の委員は、前項の審議において、委員会が提案した選考・監察会議委員候補者リストの修正を提案することができる。この場合において、委員会が提案した選考・監察会議学外委員候補者リストと同数の候補者を提案しなければならない。
- 7 本条に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の定めるところによる。

附 則

この申合せは、令和7年11月20日から実施する。